

議案第 56 号

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 3 年 10 月 12 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)の一部改正を踏まえ、同令の規定を引用して定めている本市の基準を改定するため、この条例を制定しようとするものであります。

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に関する基準を定める
条例(平成 24 年羽曳野市条例第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令」を
「移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務
の提供の方法に関する基準を定める省令」に改める。

第 3 条中「道路を」を「道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路を」に改め
る。

第 4 条第 3 項中「又は」を「若しくは」に、「の有効幅員」を「又は自転車歩行者専
用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の有効幅員」
に、「歩道等の」を「歩道等又は自転車歩行者専用道路等の」に改め、同項を同条第 5 項
とし、同条第 2 項の次に次の 2 項を加える。

3 自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 40 条第 1 項に規定する幅員
の値以上とするものとする。

4 歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 41 条第 1 項に規定する幅員の値以
上とするものとする。

第 5 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 6 条第 1 項中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第 2
項中「を除く。）」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加える。

第 9 条第 2 項中「車いすを」を「車椅子を」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」
に改める。

第 12 条第 1 号中「かご」を「籠」に改め、同条第 2 号中「かご」を「籠」に、「車い
す使用者」を「車椅子使用者」に、「装置」を「設備」に改め、同条第 3 号中「かご」
を「籠」に改め、同条第 4 号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用
者」に改め、同条第 5 号中「かご」を「籠」に、「により、かご外からかご内が」を「又

は籠外及び籠内に画像を表示する設備が設置されていることにより、籠外にいる者と籠内にいる者が互いに」に改め、同条第 6 号及び第 7 号中「かご」を「籠」に改め、同条第 8 号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第 9 号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改め、同条第 10 号中「かご」を「籠」に、「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同条第 11 号中「かご」を「籠」に改め、同条第 13 号中「かご」を「籠」に、「装置」を「設備」に改める。

第 13 条中「以下同じ」を「以下この条において同じ」に改める。

第 21 条第 2 号及び第 3 号、第 22 条第 2 号並びに第 28 条第 1 項第 3 号及び第 6 号並びに第 2 項第 1 号中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

第 33 条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、同条第 2 項本文中「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同項ただし書中「及び自動車駐車場の路面」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面」に改め、同条を第 44 条とする。

第 32 条中「歩道等」の次に「又は自転車歩行者専用道路等」を加え、同条に次の 2 項を加える。

2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。

3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。)を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。

第 32 条を第 43 条とする。

第 31 条第 1 項中「歩道等」の次に「、自転車歩行者専用道路等」を加え、「及び自動車駐車場」を「、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設」に改め、同条中第 3 項を第 5 項とし、第 2 項を第 4 項とし、第 1 項の次に次の 2 項を加える。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第 12 条第 11 号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第 39 条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導

用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。

- 3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

第 31 条を第 42 条とする。

第 30 条に次の 4 項を加える。

- 3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

- 4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z8210 に適合するものとする。

- 5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第 30 条第 3 項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

- 6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

第 30 条を第 41 条とし、第 29 条の次に次の 11 条を加える。

(旅客特定車両停留施設の通路)

第 30 条 公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車を用いる。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であつて、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 有効幅員は、1.4 メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないも

のとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であつて車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(旅客特定車両停留施設の出入口)

第 31 条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80 センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80 センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設のエレベーター)

第 32 条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は 1.4 メートル以上とし、内法奥行きは 1.35 メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80 センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第 1 号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第 12 条第 5 号から第 13 号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(旅客特定車両停留施設の傾斜路)

第 33 条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりや

むを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合には、90センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが16センチメートル以下の場合には、12パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが75センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ75センチメートル以内ごとに踏み幅1.5メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第13条第3号から第5号まで、第7号、第8号及び第10号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(旅客特定車両停留施設のエスカレーター)

第34条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第3号及び第4号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち1のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(旅客特定車両停留施設の階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(旅客特定車両停留施設の乗降場)

第 36 条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。
- (2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5 パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。
- (3) 横断勾配は、1 パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2 パーセント以下とすることができる。
- (4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。
- (5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(旅客特定車両停留施設の運行情報提供設備)

第 37 条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設の便所)

第 38 条 第 27 条から第 29 条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第 28 条第 1 項第 1 号中「第 22 条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第 22 条各号」と読み替えるものとする。

(旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第 39 条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とするものとする。

- (1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものであること。
- (2) 出入口を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち1以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字により意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(旅客特定車両停留施設の券売機)

第40条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち1以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

移動等円滑化のために必要な羽曳野市が管理する市道の構造に関する基準を定める条例 新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法第 2 条、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条(第 4 号及び第 13 号に限る。)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 2 条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造及び旅客特定車両停留施設を使用した役務の提供の方法に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(歩道)</p> <p>第 3 条 道路(自転車歩行者道を設ける<u>道路、自転車歩行者専用道路及び歩行者専用道路</u>を除く。)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第 4 条 1・2 省略</p> <p>3 <u>自転車歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 40 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>4 <u>歩行者専用道路の有効幅員は、道路構造条例第 41 条第 1 項に規定する幅員の値以上とするものとする。</u></p> <p>5 <u>歩道若しくは自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)又は自転車歩行者専用道路若しくは歩行者専用道路(以下「自転車歩行者専用道路等」という。)の有効幅員は、当該歩道等又は自転車歩行者専用道路等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(舗装)</p> <p>第 5 条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第 6 条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセン</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法第 2 条、道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)第 2 条(第 4 号及び第 13 号に限る。)、道路構造令(昭和 45 年政令第 320 号)第 2 条及び<u>移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準を定める省令(平成 18 年国土交通省令第 116 号)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(歩道)</p> <p>第 3 条 道路(自転車歩行者道を設ける<u>道路</u>を除く。)には、歩道を設けるものとする。</p> <p>(有効幅員)</p> <p>第 4 条 1・2 省略</p> <p>3 歩道又は自転車歩行者道(以下「歩道等」という。)の<u>有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。</u></p> <p>(舗装)</p> <p>第 5 条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</p> <p>2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。</p> <p>(勾配)</p> <p>第 6 条 歩道等の縦断勾配は、5 パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8 パーセント以下とすることができる。</p>

<p>ト以下とすることができる。</p> <p>2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)又は<u>自転車歩行者専用道路等</u>の横断勾配は、1 パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>第7条・第8条 省略 (横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 1 省略</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車椅子</u>を使用している者(以下「<u>車椅子使用者</u>」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。</p> <p>第10条・第11条 省略 (移動等円滑化された立体横断施設のエレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) <u>籠</u>の内法幅は 1.5 メートル以上とし、内法奥行きは 1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、<u>籠</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車椅子使用者</u>が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する<u>籠</u>の出入口を音声により知らせる<u>設備</u>が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は 1.4 メートル以上とし、内法奥行きは 1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては 90 センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) <u>籠</u>内に、<u>車椅子使用者</u>が乗降する際に<u>籠</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>(5) <u>籠</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又は<u>籠</u>外及び<u>籠</u>内に画像を表示する<u>設備</u>が設置されていることにより、<u>籠</u>外にいる者と<u>籠</u></p>	<p>2 歩道等(車両乗入れ部を除く。)の横断勾配は、1 パーセント以下とするものとする。ただし、前条第1項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。</p> <p>第7条・第8条 省略 (横断歩道に接続する歩道等の部分)</p> <p>第9条 1 省略</p> <p>2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、<u>車いす</u>を使用している者(以下「<u>車いす使用者</u>」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。</p> <p>第10条・第11条 省略 (移動等円滑化された立体横断施設のエレベーター)</p> <p>第12条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) <u>かご</u>の内法幅は 1.5 メートル以上とし、内法奥行きは 1.5メートル以上とすること。</p> <p>(2) 前号の規定にかかわらず、<u>かご</u>の出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者</u>が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する<u>かご</u>の出入口を音声により知らせる<u>装置</u>が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は 1.4 メートル以上とし、内法奥行きは 1.35メートル以上とすること。</p> <p>(3) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の有効幅は、第1号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては 90 センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては 80 センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) <u>かご</u>内に、<u>車いす使用者</u>が乗降する際に<u>かご</u>及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第2号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。</p> <p>(5) <u>かご</u>及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、<u>かご</u>外から<u>かご</u>内が視覚的に確認できる構造とすること。</p>
--	---

内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造とすること。

- (6) 籠内に手すりを設けること。
- (7) 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する設備を設けること。
- (9) 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる設備を設けること。
- (10) 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 省略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いたときに籠の昇降方向を音声により知らせる設備を設けられている場合においては、この限りでない。

(移動等円滑化された立体横断施設の傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1)～(10) 省略

第14条～第20条 省略

(自動車駐車場の出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車椅子使用者が円滑

- (6) かご内に手すりを設けること。
- (7) かご及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。
- (8) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。
- (9) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。
- (10) かご内及び乗降口には、車いす使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。
- (11) かご内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。
- (12) 省略
- (13) 停止する階が3以上であるエレベーターの乗降口には、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、かご内にかご及び昇降路の出入口の戸が開いたときにかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けられている場合においては、この限りでない。

(移動等円滑化された立体横断施設の傾斜路)

第13条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下同じ。)は、次に定める構造とするものとする。

- (1)～(10) 省略

第14条～第20条 省略

(自動車駐車場の出入口)

第21条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

- (1) 省略
- (2) 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を1.2メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち1以上の出入口にあっては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあっては車いす使用者が円滑

<p>に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</u> (自動車駐車場の通路)</p> <p>第 22 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</u> (3) 省略</p> <p>第 23 条～第 27 条 省略</p> <p>第 28 条 前条第 2 項第 1 号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 出入口には、<u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u> (4)・(5) 省略 (6) <u>車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</u></p> <p>2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 出入口には、<u>車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u> (2)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 29 条 省略 (<u>旅客特定車両停留施設の通路</u>)</p> <p>第 30 条 <u>公共用通路(旅客特定車両停留施設に旅客特定車両(道路法施行規則(昭和 27 年建設省令第 25 号)第 1 条第 1 号から第 3 号までに掲げる自動車をいう。以下同じ。)が停留することができる時間内において常時一般交通の用に供されている一般交通用施設であって、旅客特定車両停留施設の外部にあるものをいう。以下同じ。)から旅客特定車両の乗降口に至る通路のうち、乗降場ごとに 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</u></p> <p>(1) <u>有効幅員は、1.4 メートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、通路の末端の付近の広さ</u></p>	<p>に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</u> (自動車駐車場の通路)</p> <p>第 22 条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至る通路のうち 1 以上の通路は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>車いす使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。</u> (3) 省略</p> <p>第 23 条～第 27 条 省略</p> <p>第 28 条 前条第 2 項第 1 号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1)・(2) 省略 (3) 出入口には、<u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。</u> (4)・(5) 省略 (6) <u>車いす使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。</u></p> <p>2 前条第 2 項第 1 号の便房は、次に定める構造とするものとする。</p> <p>(1) 出入口には、<u>車いす使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。</u> (2)～(4) 省略</p> <p>3 省略</p> <p>第 29 条 省略</p>
---	---

を車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、50メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、有効幅員を1.2メートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

2 前項の1以上の通路(以下「移動等円滑化された通路」という。)において床面に高低差がある場合は、エレベーター又は傾斜路を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エスカレーター(構造上の理由によりエスカレーターを設置することが困難である場合は、エスカレーター以外の昇降機であって車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のもの)をもってこれに代えることができる。

3 旅客特定車両停留施設に隣接しており、かつ、旅客特定車両停留施設と一体的に利用される他の施設のエレベーター(第32条の基準に適合するものに限る。)又は傾斜路(第33条の基準に適合するものに限る。)を利用することにより高齢者、障害者等が旅客特定車両停留施設に旅客特定車両が停留することができる時間内において常時公共用通路と旅客特定車両の乗降口との間の移動を円滑に行うことができる場合は、前項の規定によらないことができる。管理上の理由により昇降機を設置することが困難である場合も、また同様とする。

4 旅客特定車両停留施設の通路は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 段差を設ける場合は、当該段差は、次に

定める構造とすること。

ア 踏面の端部の全体とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段差を容易に識別できるものとする。

イ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。

(旅客特定車両停留施設の出入口)

第 31 条 移動等円滑化された通路と公共用通路の出入口は、次に定める構造とするものとする。

(1) 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80 センチメートル以上とすることができる。

(2) 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、90 センチメートル以上とすること。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、80 センチメートル以上とすることができる。

イ 自動的に開閉する構造又は高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

(3) 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設のエレベーター)

第 32 条 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

(1) 籠の内法幅は 1.4 メートル以上とし、内法奥行きは 1.35 メートル以上とすること。ただし、籠の出入口が複数あるエレベーターであって、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる設備が設けられているものに限る。)にあつては、この限りでない。

(2) 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、80 センチメートル以上とすること。

(3) 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第 1 号ただし書の構造のエレベーターにあつては、この限りでない。

2 第 12 条第 5 号から第 13 号までの規定は、移

動等円滑化された通路に設けるエレベーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエレベーターの台数、籠の内法幅及び内法奥行きは、旅客特定車両停留施設の高齢者、障害者等の利用の状況を考慮して定めるものとする。

(旅客特定車両停留施設の傾斜路)

第 33 条 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路(その踊場を含む。以下この条において同じ。)は、次に定める構造とするものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(1) 有効幅員は、1.2 メートル以上とすること。ただし、階段に併設する場合においては、90 センチメートル以上とすることができる。

(2) 縦断勾配は、8 パーセント以下とすること。ただし、傾斜路の高さが 16 センチメートル以下の場合は、12 パーセント以下とすることができる。

(3) 高さが 75 センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ 75 センチメートル以内ごとに踏み幅 1.5 メートル以上の踊場を設けること。

2 移動等円滑化された通路に設ける傾斜路の床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

3 第 13 条第 3 号から第 5 号まで、第 7 号、第 8 号及び第 10 号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける傾斜路について準用する。

(旅客特定車両停留施設のエスカレーター)

第 34 条 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。ただし、第 3 号及び第 4 号については、複数のエスカレーターが隣接した位置に設けられる場合は、そのうち 1 のみが適合していれば足りるものとする。

(1) 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合においては、この限りでない。

(2) エスカレーターの上端及び下端に近接する通路の床面等において、当該エスカレーターへの進入の可否を示すこと。ただし、上り

専用又は下り専用でないエスカレーターにおいては、この限りでない。

(3) 踏み段の有効幅は、80センチメートル以上とすること。

(4) 踏み段の面を車椅子使用者が円滑に昇降するために必要な広さとすることができる構造であり、かつ、車止めが設けられていること。

2 第14条第2号から第5号までの規定は、移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターについて準用する。

3 移動等円滑化された通路に設けるエスカレーターには、当該エスカレーターの行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けるものとする。

(旅客特定車両停留施設の階段)

第35条 第16条第2号から第8号まで、第10号及び第11号の規定は、移動等円滑化された通路に設ける階段について準用する。

(旅客特定車両停留施設の乗降場)

第36条 旅客特定車両停留施設の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

(1) 床の表面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

(2) 旅客特定車両の通行方向に平行する方向の縦断勾配は、5パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、8パーセント以下とすることができる。

(3) 横断勾配は、1パーセント以下とすること。ただし、誘導車路の構造、気象状況又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、2パーセント以下とすることができる。

(4) 乗降場の縁端のうち、誘導車路その他の旅客特定車両の通行、停留又は駐車のために供する場所(以下この号において「旅客特定車両用場所」という。)に接する部分には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の視覚障害者の旅客特定車両用場所への進入を防止するための設備が設けられていること。

(5) 当該乗降場に接して停留する旅客特定車両に車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のものであること。

(旅客特定車両停留施設の運行情報提供設備)

第 37 条 旅客特定車両の運行に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を設けるものとする。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

(旅客特定車両停留施設の便所)

第 38 条 第 27 条から第 29 条までの規定は、旅客特定車両停留施設に便所を設ける場合について準用する。この場合において、第 28 条第 1 項第 1 号中「第 22 条に規定する通路」とあるのは「移動等円滑化された通路」と、「同条各号」とあるのは「第 22 条各号」と読み替えるものとする。

(旅客特定車両停留施設の乗車券等販売所、待合所及び案内所)

第 39 条 乗車券等販売所を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とするものとする。

(1) 移動等円滑化された通路と乗車券等販売所との間の通路は、第 30 条第 1 項各号に掲げる基準に適合するものであること。

(2) 出入口を設ける場合は、そのうち 1 以上は、次に定める構造とすること。

ア 有効幅は、80 センチメートル以上とすること。

イ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に定める構造とするものとする。

(ア) 有効幅は、80 センチメートル以上とすること。

(イ) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

ウ 車椅子使用者が通過する際に支障となる段差を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

(3) カウンターを設ける場合は、そのうち 1 以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、待合所及び案内所を設ける場合について準用する。

3 乗車券等販売所又は案内所(勤務する者を置かないものを除く。)は、聴覚障害者が文字によ

り意思疎通を図るための設備を設けるものとする。この場合においては、当該設備を保有している旨を当該乗車券等販売所又は案内所に表示するものとする。

(旅客特定車両停留施設の券売機)

第 40 条 乗車券等販売所に券売機を設ける場合は、そのうち 1 以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造とするものとする。ただし、乗車券等の販売を行う者が常時対応する窓口が設置されている場合は、この限りでない。

(案内標識)

第 41 条 1・2 省略

3 旅客特定車両停留施設のエレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備(第 5 項において「移動等円滑化のための主要な設備」という。)又は同項に規定する案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する案内標識を設けるものとする。

4 前項の案内標識は、日本産業規格 Z8210 に適合するものとする。

5 公共用通路に直接通ずる出入口の付近には、移動等円滑化のための主要な設備(第 30 条第 3 項前段の規定により昇降機を設けない場合にあつては、同項前段に規定する他の施設のエレベーターを含む。以下この条において同じ。)の配置を表示した案内板その他の設備を設けるものとする。ただし、移動等円滑化のための主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。

6 公共用通路に直接通ずる出入口の付近その他の適切な場所に、旅客特定車両停留施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第 42 条 歩道等、自転車歩行者専用道路等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 前項の規定により視覚障害者誘導用ブロックが敷設された旅客特定車両停留施設の通路と第

(案内標識)

第 30 条 1・2 省略

(視覚障害者誘導用ブロック)

第 31 条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

<p><u>12 条第 11 号の基準に適合する乗降口に設ける操作盤、前条第 6 項の規定により設けられる設備(音によるものを除く。)、便所の出入口及び第 39 条の基準に適合する乗車券等販売所との間の経路を構成する通路には、それぞれ視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。ただし、視覚障害者の誘導を行う者が常駐する 2 以上の設備がある場合であって、当該 2 以上の設備間の誘導が適切に実施されるときは、当該 2 以上の設備間の経路を構成する通路については、この限りでない。</u></p> <p><u>3 旅客特定車両停留施設の階段、傾斜路及びエスカレーターの上端及び下端に近接する通路には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。</u></p> <p><u>4 省略</u></p> <p><u>5 省略</u> (休憩施設)</p> <p><u>第 43 条 歩道等又は自転車歩行者専用道路等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を 1 以上設けるものとする。ただし、旅客の円滑な流動に支障を及ぼすおそれのある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 前項の施設に優先席(主として、高齢者、障害者等の優先的な利用のために設けられる座席をいう。以下この項において同じ。)を設ける場合は、その付近に、当該優先席における優先的に利用することができる者を表示する案内標識を設けるものとする。</u> (照明施設)</p> <p><u>第 44 条 歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等、自転車歩行者専用道路等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所</u></p>	<p><u>2 省略</u></p> <p><u>3 省略</u> (休憩施設)</p> <p><u>第 32 条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。</u></p> <p>(照明施設)</p> <p><u>第 33 条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。</u></p> <p><u>2 乗合自動車停留所及び自動車駐車場には、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるも</u></p>
--	--

に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、自動車駐車場及び旅客特定車両停留施設の路面又は床面の照度が十分に確保される場合においては、この限りではない。

以下省略

のとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りではない。

以下省略